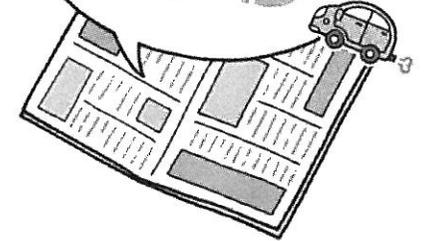


基本合意締結3年  
これからのたたかい！ 1.7集会  
あきらめない運動をともに！



コメンテーター  
本誌特報部



▲国(厚労省)に要請する

▲会場の参議院議員会館は第4会場まで満員に

1月7日、基本合意締結3年目のこの日、参議院議員会館には障害者関係者が続々とつどい、講堂は人があふれ、第4会場までが満員になる750名が参加。インターネット中継もされ全国がつながりました。障害者自立支援法は、「障害福祉サービスはお金で買うものだ」という考え方により「応益負担」が基本とされましたが、違憲訴訟により、

◆権利条約、基本合意、5つの意見書を抱きしめて進もう！

冒頭、主催者あいさつで竹下義樹弁護士長は、「おめでとう。は我々の願いがかなったときに」「どんな政権ができて、「基本合意」に基づくと強調。石野富志三郎聴覚障害者制度改革推進中央部長(ろうあ連盟、全難聴、盲ろう協会、全通研など6団体)による連帯あいさつの後、情勢報告1「基本合意、推進会議、政策委員会の焦点」を藤井克徳めざす会世話人

国は「障害者の人間としての尊厳を深く傷つけたことを心から反省」、低所得者の利用者負担を無料としました。しかし、いまだ違約状態にあります。政権が変わっても、国は約束を果たす義務があり、基本合意、骨格提言にもとづく新法制定にむけた定期協議が必要です。課題は山積。参加者は運動の決意を固めました。

が行いました。

- これからの私たちの運動の真価が問われる。「落ちたところが登り口」だ
- 運動の中に、権利条約の批准、基本合意、骨格提言、5つの意見書とインチョン戦略を抱きしめながら進もう
- 目的は障害者の人権保障であり、なぜ、東日本大震災で障害者の死亡率は2倍以上だったのか、精神障害者の社会的入院解消、年収100万円以下の暮らしの実態改善
- それらを、「ぶれない・こびかない・あきらめない。ひとかたまりでまとまって」運動して

情勢報告2「違憲訴訟の到達点と課題」を藤岡毅弁護士事務局長が、「意見書」解説を谷口太規弁護士が行いました(意見書要旨、全文はめざす会Webを参照)。

- 「つなぎ法」「総合支援法」では、約束は守られていない
- 「意見書」は訴訟団の回答
- 「基本合意」は努力目標でなく法的文書。政権が変わっても約束は守られるもの
- そして、「国が「基本合意」を無視したり、ほご(反故)にするような事態が生じた場合には、わたしたちは、いつでも再提訴に踏み切る決意をもっていきます」と不退転の決意で、運動方針案が提案されました。
- ① 障害者総合支援法の施行までに定期協議を開催、総合支援法の施行内容の総点検
- ② 「施行後3年の見直し」を「骨格提言」の立場から履行求める
- ③ 様々な団体や国民とはばひろく連携や共同して運動する

◆安心して暮らしたい

つづくフロアトークでは各地の元原告、補佐人からつぎつぎと発言がありました。「65歳になると介護保険に移行する。月10万の収入から、4万円を払わないと制度が利用できない、生きていけない」(広島)「利用料は今ではゼロになっているが、権利として、無料として欲しい」(兵庫)

「年老いた母親と二人暮らし。いつこんなことが起きてもおかしくない」(京都)「電動車椅子の支給めぐっても裁判が」(和歌山)「利用料の家族負担の問題はなら変わっていない」(東京)「80歳こえ、子どものことをおもうと、親が亡くなっても普通に安心して暮らせるような社会保障が欲しい」(岩手)三澤了めざす会共同代表は、

「武器としての基本合意をかちとった。みんなでもとめあげた骨格提言。有効に活用して、安心して暮らすことのできるよう、今後ともがんばっていきましょう」と力強く閉会あいさつしました。集会後、各政党および国(厚労省)に要請行動がされました。厚労省は障害保健福祉部長や企画課長、障害福祉課長が応対しました。

意見書(案)要旨(抜粋)

障害者自立支援法違憲訴訟団

第1 意見の趣旨  
国は原告団・弁護団との間で締結した基本合意を守って、基本合意・骨格提言に従った総合的な障害者福祉法を実現し、障害者自立支援法廃止の約束を果たすべきである。国は、そのための法案について、基本合意の履行に関する定期協議において、その進捗状況を報告し、障害当事者の意見を反映させていくべきである。

第2 意見の理由  
1 「基本合意」は法的な約束である  
この合意は、文書の中身からしても、その交渉経緯からしても、裁判上の和解を成立させたという結果からしても、「できるだけ努力します」という政治的な約束ではなく、法律的な義務を定めた法的な約束である。また、障害者自立支援法は、障害者の憲法上の人権をふみにじるものであったから、国は、これを変える法的な義務を有している。

2 「骨格提言」の実現は基本合意に基づく約束である  
骨格提言を守らなければ、基本合意を守ったことにはならない。

3 「障害者総合支援法」では基本合意は実現されていない  
障害者総合支援法は、法的な形式からしても、障害者自立支援法のままであり、この廃止を明言した基本合意に反している。また、その中身からしても、裁判の中で大きく問題にされた利用者負担についても多くの課題を積み残している。障害者が普通に暮らすためのサービスを、障害者自身が負担しなければいけないという仕組みは依然として変わっていない。また、急を要する重大な課題とされた低所得者の自立支援医療費の負担も何ら解消されていないし、家族単位で収入認定を行う家族責任の問題、65歳以上の障害のある人は介護保険制度が優先され、負担が残ってしまう問題なども手当てされていない。

さらに、生活に十分なサービスを受けることを制限する「障害程度区分」も残されたままであるし、地域で自立した生活を営むためのサービスについての保障もされないままである。

加えて、「障害者」の定義も限定され、制度の「谷間」にある人たちが取り残されている。

4 国は障害者の権利を十分に保障する「障害者総合福祉法」を立案し、国会に提出すべき義務を負っている  
国は、「基本合意」「骨格提言」に沿った障害者総合福祉法を立案し、提出すべき義務を負っている。この義務は法的なものであり、政治的な変化に左右されるものではない。また、国はその実現までに、基本合意に定められた履行に関する定期協議において、その進み具合を報告しなければならない。

\*意見書全文は 基本合意の完全実現をめざす会 Web に掲載